

# 水田等の有効活用による食料供給力向上対策

国際的な穀物需給のひっ迫等に対応し、国産農産物の安定供給体制を確立するため、水田等を有効活用して自給力・自給率向上に結びつく作物の需要に応じた生産拡大を推進（21～23年度）

## 水田等有効活用促進交付金

404億円

（新しく自給力・自給率向上に貢献しようとする取組への支援）

食料自給率向上のため、転作の拡大、調整水田への作付けなど、21年度から新たに自給力・自給率向上戦略作物（大豆、麦、飼料作物、米粉・飼料用米）を作付拡大した場合、拡大面積に対して助成金を交付

【助成対象、毎年の単価】（水田表作の場合）

（単位：千円/10a）

| 助成対象作物  | 水田等有効活用促進交付金 |                    | 水田経営所得安定対策成績払 | 助成金合計 |
|---------|--------------|--------------------|---------------|-------|
|         | 面積払          | 水田経営所得安定対策固定払相当額助成 |               |       |
| 大豆      | 35           | 20                 | 7             | 62    |
| 小麦      | 35           | 27                 | 13            | 75    |
| 飼料作物    | 35 (+13)     | -                  | -             | 48    |
| 米粉・飼料用米 | 55           | -                  | -             | 55    |

（注）・麦については22年産から対象（別途平成20年度補正予算において21年産を対象にした対策を実施）。  
 ・経営所得安定対策固定払相当額及び成績払の助成対象者は水田・畑作経営所得安定対策の対象者。  
 ・飼料作物の13千円/10aは耕畜連携水田活用対策事業の助成金（上限）。  
 ・米粉・飼料用米の単価のうち5千円/10aはコスト削減等の取組に対する加算。  
 ・大豆については単収向上に資する数量的要素を加味（単収3俵以上の場合3千円/俵を加算）。  
 ・飼料作物にはWCS用稲を含む。  
 ・水田裏作麦の作付拡大は15千円/10a（助成期間3年）。畑不作付地への作付拡大は15千円/10a（助成期間1年）。

### 助成金受給要件

- ・生産調整実施者であること
- ・実需者との播種前契約等があること
- ・捨て作りを行わないこと
- ・戦略作物を新規転作田及び作物を作付けていない水田等で作付拡大すること
- ・低コスト生産を行うこと

## 産地確立交付金

1,466億円 [所要額]

（既存の産地づくりの取組への支援）

産地づくり交付金を見直し、既存産地の創意工夫を活かした取組を支援するため、地域が単価を設定する仕組みを維持しつつ、自給力・自給率向上に向けた効果が一層高まるよう所要の見直しを実施

- ・調整水田等不作付地は助成対象から除外等、自給力・自給率向上の観点から用途を重点化
- ・他の地域協議会に比べ著しく高い助成単価は是正

強い農業づくり交付金のうち食料自給率向上対策分  
 （戦略作物の生産性向上への支援）

30億円

戦略作物の需要に応じた生産拡大に必要な  
 なる施設等の整備を支援。

## 多収性稲種子の安定供給支援事業

（多収性稲種子の安定供給の確立）

0.6億円

米粉・飼料用米等の低コスト生産に必要な  
 多収性稲種子の安定供給を図る取組を支援。

# 水田等の有効活用による食料供給力向上対策

## 対策のポイント

水田等を有効活用し、大豆、麦、飼料作物、米粉・飼料用米の需要に応じた生産を拡大する取組を総合的に支援します。

(食料自給率について)

我が国の食料自給率は、平成19年現在40%となっています。一方、国際的な穀物需給のひっ迫等食料確保の不安定要因が増大する中で、国内の食料自給力・自給率の強化に向けて、水田等を有効活用し戦略作物の需要に応じた生産拡大を進めていく必要があります。

## 政策目標

水田等の有効活用による食料自給率の向上と生産調整の着実な推進

< 内容 >

### 1. 水田等の有効活用による戦略作物の生産拡大に対する支援

#### (1) 水田・畑への大豆、麦、飼料作物、米粉・飼料用米の作付支援

新規転作田、調整水田等における食料自給力・自給率向上戦略作物(大豆、麦、飼料作物、米粉・飼料用米)の需要に応じた生産拡大を支援します。

・転作の拡大、調整水田等不作付地への作付拡大に対して助成

(配分総額の範囲内で地域で単価調整可)

大豆、麦、飼料作物 3.5万円/10a

(大豆については単収向上に資する数量的要素を加味)

<単収3俵以上の場合3千円/俵を加算>

米粉・飼料用米 5.5万円/10a

(うち0.5万円/10aはコスト削減等に対する加算)

(水田裏作、畑不作付地への作付拡大は1.5万円/10a(助成期間:3年、1年))

・(水田・畑作経営所得安定対策の対象者)

上記に加え、大豆、麦には経営所得安定対策相当額を助成予定

(参考) 経営所得安定対策助成水準

固定払 大豆:2.0万円/10a、小麦:2.7万円/10a(助成平均水準)

成績払 大豆:3,168円/60kg(1等)、小麦:2,110円/60kg(1等Aランク)

水田等有効活用促進交付金 40,419(0)百万円

(水田等有効活用促進対策事業費補助金を含む)

補助率:定額

事業実施主体:都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会等

水田等有効活用促進指導費交付金 784(0)百万円

補助率:定額

事業実施主体:都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会等

(2) 戦略作物の生産性向上への支援

食料自給力・自給率向上戦略作物の需要に応じた生産拡大に必要な乾燥調製施設の整備等を支援します。

強い農業づくり交付金のうち食料自給率向上対策分 3,000(0)百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：農業者団体等

2. 地域の特色ある水田農業の展開

地域自らが作成する地域水田農業ビジョンの実現に向けて実施する現行の産地づくり対策について、制度の基本的枠組みを維持しつつ、食料自給力・自給率向上に向けた効果が一層高まるよう、調整水田等不作付地を助成対象から除外等使途の重点化、著しく高い助成単価の是正など所要の見直しを行います。

産地確立交付金 [所要額] 146,605(147,669)百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会

3. 多収性稲種子の安定供給の確立

米粉・飼料用米等の低コスト生産に必要な多収性稲種子の安定供給を図る取組を支援します。

多収性稲種子の安定供給支援事業 58(0)百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体

[担当課：生産局農業生産支援課 (03-3597-0191(直))]